

◆ 参加登録制度で参加できる金額の範囲の基準

契約の種類	1 契約の金額
1 製造の請負（印刷など）	200万円以下
2 財産の買入れ（物品の販売）	150万円以下
3 物件の借入れ（リースなど）	80万円以下
4 財産の売払い（不用品回収）	50万円以下
5 物件の貸付け	30万円以下
6 前各項に掲げるもの以外のもの (役務の提供、業務委託)	100万円以下

表1 資格の区分け及び参加できる範囲

	物品製造等入札参加資格	物品製造等見積（参加）提出
入札への参加	○	×
少額※の金額取引（見積合 わせ等）参加の有無	○	○
市外業者の認定・登録の 可否	○	○
他資格との重複登録の 可否	物品製造等見積（参加） 提出のみ不可	物品製造等入札参加資格のみ不可

※ ◆ 参加登録制度で参加できる金額の範囲の基準となります。